

「移動スーパー参入促進費」の概要について

1 目的

福岡県では、移動販売車で買い物が困難な地域を巡回し、地元スーパーの食品や日用品の販売を行う、「移動スーパー」に取り組む事業者を支援します。

2 事業内容

「移動スーパー」に取り組む事業者に対し、事業参入に必要な経費の一部を補助します。

(1) 補助対象者

中小企業者（地元スーパー、移動販売事業者）

(2) 補助対象事業 ※「3 事業イメージ」参照

① 直営型

地元スーパーが自社で車両購入し、自社の商品を移動販売。

② 連携型

移動販売事業者が車両購入し、地元スーパーの商品を引き受け移動販売。

(3) 補助率等

- ・補助率 1/3以内
- ・補助限度額 150万円

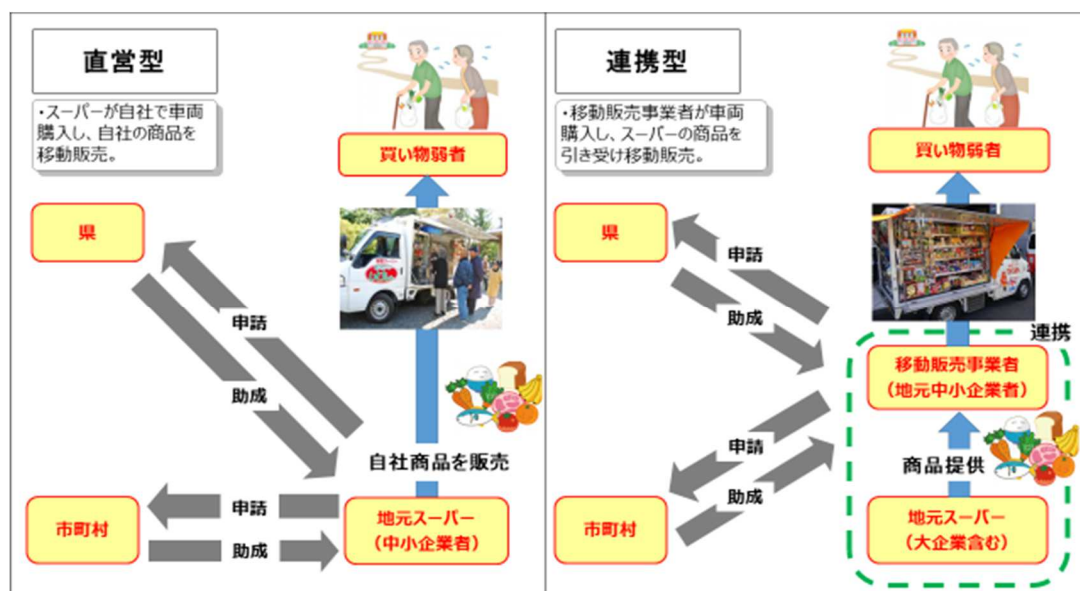
※市町村から補助を受けることが条件で、市町村からの補助額を超えない範囲での補助となります。

例えば、補助対象経費が300万円の場合、補助率から計算すると、県の補助額は100万円以内となりますが、市町村の補助額が50万円の場合、県の補助額は50万円以内となります。

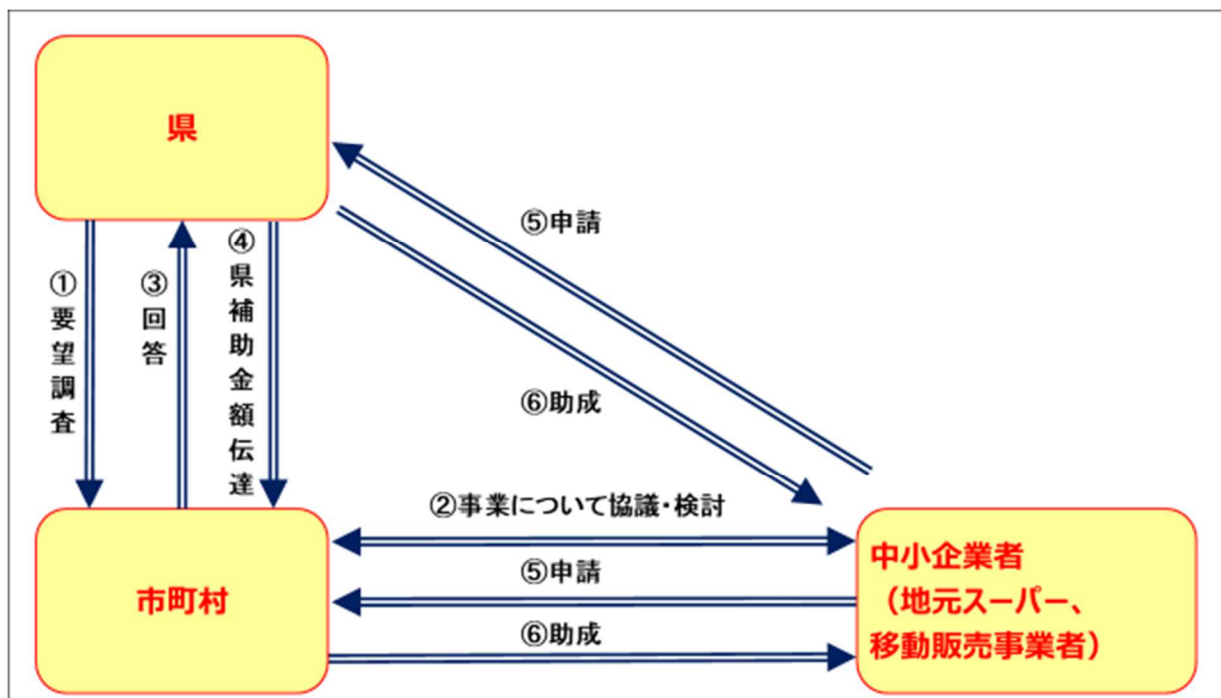
(4) 補助対象経費

車両購入費・改造費、借料・損料、備品費、委託費、広報費、雑役務費 ほか

3 事業イメージ



4 補助金交付の流れ



(1) 市町村要望調査を実施

- ① 県から市町村の買い物弱者支援担当部署に要望調査
- ② 市町村は事業について管内の中小企業者と協議・検討
- ③ 市町村から県に対し回答
- ④ 県から市町村に対し県補助金額を伝達

(2) 補助金交付申請

- ⑤ 事業者から県及び市町村に対し申請

(3) 補助金交付

- (県は市町村から補助を受けることを条件に、市町村の補助額を超えない範囲で補助)
- ⑥ 県及び市町村から事業者に対し交付

◎ ご相談等がありましたら下記までご連絡ください
福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課地域経済係
TEL：092-643-3420